

チャレンジショップ「おと駅（仮称）」使用規約

本規約は、音威子府村交通ターミナル内の施設において【チャレンジショップ「おと駅（仮称）」】に出店する者が、本施設を使用するにあたり、その条件を定めるものです。ご使用に際しては、本規約の内容を十分にご理解いただき、遵守してください。

1. チャレンジショップの目的

これから創業を目指す人、新規創業の展開等を検討する個人事業主や法人を対象として、音威子府村交通ターミナル内にあるテナント施設を、チャレンジショップ「おと駅（仮称）」として貸し出しすることで、出店者が独立開業できるように支援するとともに、本施設の活性化を図ることを目的としています。

2. 店舗の概要

- ・名称：チャレンジショップ「おと駅（仮称）」
- ・管理者：音威子府村総務課地域振興室
- ・所在地：音威子府村交通ターミナル内（北海道中川郡音威子府村字音威子府 509 番地の 40）
 - ①旧駅そばスペース 面積：約 6 m²
 - ②旧バス事務所 面積：約 50 m²

3. 使用者

- ・本施設を使用できる者は、管理者から使用許可を受けた出店者及びその従業員とします。
- ・本施設の使用を希望する者は、本規約を承諾の上、所定の使用申請書に必要な添付書類を添えて管理者に使用を申し込むものとします。管理者は審査を行い、使用者を決定します。

4. 使用料金及び支払方法

- ・本施設の使用にあたり、募集要項に定める料金をご負担いただきます。
- ・使用料金は、管理者が指定する金融口座に、施設使用開始前にお振り込みください。

5. 使用期間

- ・使用許可を受けた期間とします。

6. 報告について

出店者は店舗使用状況（来客数等）や収支等を記録し、使用終了後 15 日以内に使用状況報告を提出いただきます（様式は問わず）。また、管理者は使用期間中であっても出店者に対して店舗使用状況の閲覧を請求することができます。

7. 使用上の注意

- ・本規約を遵守し、善管注意義務をもって使用してください。
- ・事務所や作業場のみとしての使用はできません。また、住居や宿泊施設としての使用もできません。
- ・管理者は出店者に、使用施設（スペース）の鍵1つを貸与します。
- ・所持品、貴重品、商品、金銭（つり銭、売上金等）などは自己責任で管理するものとします。定休日等においても金銭は施設に残さず持ち出してください。なお、盗難などの損害が発生しても管理者は一切責任を負いません。
- ・火災その他の自然災害等により生じた損害に関しても、管理者は一切の責任を負いません。
- ・営業時間内は出店者またはその代理となる者を必ず1名以上確保し、責任を持って店舗の運営・管理を行ってください。
- ・施設及び備品を破損し、又は滅失する恐れのある行為を行わないでください。
- ・店舗の造作、模様替え又は工事等を行う場合は、小規模を原則とし、貸出時の復旧を原則として、改修等の費用は出店者負担とし、事前に管理者と協議しなければなりません。
- ・広告物の掲示若しくは配付又は看板、立札等の設置は事前に許可を得てください。
- ・店舗内で発生したごみは、各自で処分してください。
- ・その他、音威子府村交通ターミナルの使用規定を順守してください。

8. 使用許可の取消

下記の事由に該当する場合は、使用許可を取り消す場合があります。

- ・申請時の情報や書類に虚偽があった場合。
- ・使用料金を支払わない場合。
- ・使用施設を目的外の用途に使用した場合。
- ・使用施設を故意または重大な過失により損傷した場合。
- ・本規約に違反した場合。
- ・管理者が使用する場合。
- ・その他、管理者が店舗の管理上必要があると認めた場合。

9. トラブル処理、損害賠償について

出店者が故意又は過失により発生させたトラブル・損害に対して、運営者は一切の責任を負いません。また、トラブルに関する全ての行為とその結果について責任を負っていただきます。その行為により、運営者又は第三者に対する損害を与えた場合、損害を与えた出店者の責任と費用をもって解決していただきます。

10. 使用施設からの退去等の義務について

- ・退去に際しては管理者と立会い及び現状確認を行い、原状回復義務がある場合はその費用を負担していただきます。
- ・使用期間満了前に退去する場合は、管理者に報告してください。